

令和7年度 稚内市学校給食費特別助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の上半期（4月から9月）分を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。別の制度により、小中学生全員を対象に下半期（10月から3月）分の給食費が助成されていますので、本制度の対象となる方は、あわせて一年間の給食費が無償となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上半期						下半期					

【学校給食費特別助成金】※本制度
申請をし、認定となった方は給食費の納付
は必要ありません。すでに納付済みの場合は
還付します。

【学校給食費助成金】※別制度
給食費の納付は必要ありません。
(申請不要。すべての児童・生徒が対象。)

※年度途中に転入された方、転出される方については助成対象の月が上記の内容と異なる場合があります。

助成対象の月が異なる方が認定となった場合は、個別にご案内します。

2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

- (1) お子さまが稚内市の小学校又は中学校に在籍していること。
- (2) 世帯全員の令和7年度市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。
(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護や就学援助の認定を受けている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定期間が終了となった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については令和7年度納税通知書等（裏面を参考にして下さい）で確認できます。

3 申請について

本制度は申請が必要となります。以下のとおり申請手続きを行ってください。

- (1) 申請書を、稚内市学校給食センターへ提出してください。(市民税の課税状況の照会に同意しない方、令和7年1月2日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書記入例をご覧ください。)
- (2) 提出期限は令和8年3月29日です。申告等で遅れる方は、学校給食センターまで連絡してください。
- (3) 申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、学校または給食センターにありますのでお問合せください。

4 助成金交付のながれ

- (1) 申請者が認定基準を満たしているか、審査が行われます。
- (2) 審査結果に基づき、認定通知、又は却下通知が送付されます。
- (3) 認定になった方は助成金が4月～9月分の給食費に充てられます。すでに納付済みの方については、納付済みの給食費を還付します。

5 そ の 他

不明な点等がありましたら、稚内市学校給食センターまでお問い合わせください。

問い合わせ/

稚内市学校給食センター（学校給食課学校給食グループ）

☎ 33-6513 (8時~16時)

ホームページ

<http://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/>

わっかない子育て応援サイト えーる

トップ▷目的別で探す：手当・助成金▷

(所得割課税額の確認方法について)

市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）									
所 得	給与収入	主たる給与	高齢者 配偶者 障害者 勤労者 被扶養者	不動産 配当金 利息 報酬 特許料	贈与 譲渡 譲付 配当等	総所得③			
	給与所得控除 金額調整控除 その他の所得計	以外の合算	事業 等業 利子 子供 扶養 料	当月		山林所得			
		所得区分				分離短期譲渡			
		給与合計				分離長期譲渡			
					等の譲渡				
					式等の配当等				

給与から市民税が引かれている方

所 得 控 除	雜損	障・寡・ひ・勤	扶養親族該當区分 本人同居の夫婦 扶養親族該當区分 扶養親族該當区分 扶養親族該當区分 扶養親族該當区分	先物取引
	醫療費	配偶者		
	社會保險料	配偶者特別		
	小規模企業共済	扶養		
	生命保險料	基礎		

（摘要）

この部分の金額を参照します

(所得割額)

税 市 民 税	税額控除額(5)	
	税額控除額(5)	
	所得割額(6)	
	均等割額(7)	
道 民 税	税額控除額(5)	
	税額控除額(5)	
	所得割額(6)	
	均等割額(7)	
森 林 環 境 税	森林環境税額(8)	
	特別微取税額(9)	
	控除不足額(10)	
	既充当・既委託納付額(11)	
申 付 額	申付額(12)	
	申付額(12)	

三

令和7年度 市民税・道民税・森林環境税 決定の明細②

市民税を納付書又は口座振替で納めている方
(納税通知書 4 ページ目)

この部分の金額を参考します
(所得割額)

①より控除することができなかった 配当利潤及び株式等譲渡所得割額A	
森 林 譲 売 税 額 ⑤	
年 税 額 ④ (① + ② + ③)	
Aに係る充当又は委託納付額⑤	
給 与 特 別 徴 収 税 額 ⑥	
年 金 特 別 徴 収 税 額 ⑦	
成 納 付 済 額 ⑧	
普通徴収税額④ - ⑤ - ⑥ - ⑦	

並配當利期約的統計 - 配當利期約的統計及口株式票據簿所載的期約的

減稅控除及額 ②

		算出所得額	割合	合計
税	額	調査額	割合	額
税	額	住宅借入会員特別形態控除額		
控	除	寄附金税額控除額		
外	國	国外税額控除額		
配	当	配当利潤税額等		
所	得	割	額	(1)
均	生	利	額	(2)